固定資産評価審査委員会　審査の流れ

審査申出人

固定資産評価審査委員会

評価庁(市役所)

審査申出書の提出

申出期間は納税通知書の交付を受けた日後3か月以内となります。

反論書の提出

弁明書に対し反論がある場合に提出します。(任意)

形式審査

審査申出書に記載漏れがないかなどの審査を行います。不備があった場合は申出人に更正を指示します。

また、不適法なものは却下されます。

書面審理

受理された申出書の副本を評価庁に送付し、それに対し評価庁から提出される弁明書の副本を申出人に送付します。

申出人には弁明書に対し反論のある場合は反論書を提出し、評価庁は反論書に対し改めて弁明書を提出します。

弁明書の提出

申出に対し、評価の内容等を説明する弁明書を提出します。

口頭意見陳述(申出人の希望により実施)

申出書で希望していた場合、口頭で意見を述べることができます。

申出人の意見を述べる場であり、評価庁に対する質問や、評価庁からの説明をする場ではありませんのでご注意ください。

実地調査(審査委員会が必要と認めた場合に実施)

審査委員による現地確認を行います。なお、申出人は希望により調査に立ち会うことができます。

審査の決定

決定には、申出が認められる「容認」、申出が認められない「棄却」、申出が審査の対象とならない「却下」があり、決定の日から１０日以内に申出人と評価庁の双方に対し、決定書の謄本を送付して通知します。

なお、審査の内容により決定までに時間のかかる場合がありますが、その場合でも固定資産税の納期は延長されませんのでご注意ください。(納付後に減額となった場合は差額を還付いたします)

また、決定に対し不服のある場合には、決定があることを知った日の翌日から起算して６カ月の間、印西市を相手として決定の取消を求める訴訟を提起することができます。